

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和 6 年 11 月 15 日受付分)

名称

特定非営利活動法人
福祉サービス経営調査会

縦覧期間

令和 6 年 11 月 15 日(金)から
令和 6 年 11 月 29 日(金)まで

特定非営利活動法人 福祉サービス経営調査会定款

第1章 総則

第1条 この法人は、特定非営利活動法人福祉サービス経営調査会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県姫路市福沢町115番地に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、福祉サービス事業経営者等福祉サービスの推進に関わる者に対して福祉サービス事業経営の透明化と高品質のサービスを提供するための調査・研究や介護分野への市民の参入を促す研修・訓練などの事業を行い、福祉サービス事業経営の発展と介護支援、子育て支援などの地域福祉の推進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査・研究事業
- (2) 福祉サービス事業経営(運営)に関する相談・人材育成事業
- (3) 福祉サービス事業経営改善セミナーの開催及び経営・労務コンサルティング事業
- (4) 福祉サービス事業経営に関する情報提供事業
- (5) 介護福祉士実務者研修の実施に関する事業
- (6) 社会福祉法人の合併等を推進する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人及び団体とし、団体で加入する場合は事業所単位とする。
- (3) 協力会員 この目的に賛同し、協力の意思をもって事業に協力する団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を文書で理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人及び団体の代表者にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を文書で理事長に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の同意により会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えるなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 11人以上13人以下
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を理事長、2人を副理事長とし、うち1人は常務を担当する。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

- 第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、法人の常務を担当する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第 16 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならぬ。

(欠員補充)

- 第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第 18 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第 19 条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員の総数の3分の1以下でなければならない。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に關し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(事務局及び職員)

- 第 20 条 この法人に、事務を処理するための事務局を設け、事務局長及び必要な職員を置く。
- 2 事務局長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱し、職員は、理事長が任免する。
- 3 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員の選任又は解任及び報酬
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 会員の除名
- (8) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数5分の1以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

- 第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。
- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 49 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算並びにその変更
- (2) 理事の職務
- (3) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 総会に付議すべき事項
- (5) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。ただし、理事が緊急を要するもので、出席した理事の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第38条 各理事の表決権は平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。この場合において第36条及び次条第1項第3号の規定の適用については、出席したものとみなす。

3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面表決者にあってはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人2人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

(顧問)

第40条 この法人に顧問若干名を置く。

- 2 顧問は、学識経験者又は本会に功績のあった者のうちから、理事会の議決を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事会に助言を与えることができる。
- 4 前2項に定めるもののほか、顧問に關し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て別に定める。

第7章 資産及び会計等

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、理事長が作成し、理事会の議決を経なければならぬ。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項

- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

（解散）

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由により解散する場合は、正会員総数4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第51条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち解散総会において選定した法人に譲渡するものとする。

（合併）

第52条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告

（公告の方法）

第53条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

（施行細則）

第54条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長　塙口　伍喜夫
副理事長　笠山　周作
常務理事　野嶋　納美
理事　岸本　敦
理事　堺　孰
理事　種田　成則

理 事 谷 村 誠
理 事 三 木 照 清
理 事 明 路 咲 子
監 事 城 純 一
監 事 黒 澤 中

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、最初の通常総会が終結するまでとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成26年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人会員	団体会員
① 入会金	10,000円	20,000円
② 会費(月額)	1,000円	2,000円
(2) 賛助会員		
① 入会金	0円	
② 年会費	一口 500円×月数	

令和6年度事業計画

1 基本方針

当法人は、社会福祉法人等福祉サービス事業経営者の発展と介護、子育て支援などの地域福祉の推進に寄与することを目的に設置して11年余が経過した。

この間、この目的を達成するため、時々の課題を考える社会福祉経営セミナーの開催並びに社会福祉法人の自立を促す書籍の出版や介護福祉士実務者研修などの人材育成を推進してきた。

少子高齢社会が進展する中で高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる対策の充実が急務となっている。

とりわけ、社会福祉・介護福祉事業界は極端な人材不足に陥り瀕死の状態に陥っている。

このため、社会福祉事業者や介護福祉事業者との地域懇談会を開催するなど地域との連携を強化するとともに他の分野から新たに介護分野で、地域の介護力を高め、専門的な人材を育成する人材育成事業として介護福祉士実務者養成施設（昼間過程）の設置について準備を進めると共に超過疎地域で高齢者サービスを展開している社会福祉法人の将来を考える懇話会を開催すると共に社会福祉法人の合併等を推進する事業の実施に向けた準備を進める。

2 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施場所・実施内容等	収入見込
介護福祉士実務者研修の実施に関する事業	1 介護福祉士実務者養成施設(通信制) の設置運営 (教育目標) 特定技能等介護業務の傍ら介護福祉士取得を目指す人材の積極的支援、格安な授業料と優秀な	・定員 50名 ・研修期間 6ヶ月 ・研修時間 405時間	収入 4,849,000円

	<p>講師 社会福祉法人恩賜財団理事長 　　炭谷　茂氏 参会者との意見交換</p> <p>○特定技能等介護や経営に関する各種相談や経営・労務上どのような相談であっても、相談内容に適切に対応できる体制のもとに無料又は格安の料金で実施する。</p> <p>○ 相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 笹山周作 ・副理事長 谷村 誠 ・顧問 塚口伍喜夫 ・理事 種田成則 <p>○ 今日的な経営問題を考える地域懇談会の開催（出前式相談、経営、労務コンサルティング事業）</p>	<p>○ 相談方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話、FAXによる受付 ・相談内容に対応できる経験豊かな役員が対応 ・相談内容によりチームを編成し対応 <p>○相談料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般相談 無料 ・特別放談 <p>相談者との協議により設定</p> <p>○ 実施方法</p> <p>事業の公共性を高める視点からの意見交換</p>	<p>収入 0円</p>
福祉サービス事業経営に関する情報提供事業	<p>○ 出版書籍名 日本を棄老国家にするなⅡ（仮） 2020年に提言した「日本を棄老国家にするな」から3年余、依然としてというよりむしろ日本の高齢者は厳しい状況におか</p>	<p>出版物の概要 A5判 横書き 150~190頁</p> <p>出版社 大学教育出版株式会社</p>	<p>収入 0</p>

福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査・研究事業 (災害時における被災施設等への応急生活物資の提供斡旋等)	○ 災害時における被災施設等への応急生物資の提供斡旋 「地震等の災害時における応急生活物資等の相合協力に関する協定書」に基づき会員が経営する施設等が必要とする応急生活物資等を速やかに提供するために必要な集配、搬送業務の調整と実施		収入 0
福祉サービス事業経営 (運営)に関する相談・人材育成事業	未実施	未実施	収入 0

3 事業の実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5~6月
- ② 理事会 年2回~4回

(2) 事務局体制

野嶋納美 山本正幸 郷田真佐美

特定非営利活動法人福祉サービス経営調査会

令和6年度活動計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

科 目	金 額	摘 要
I 経常収益		
1 受取会費	468,000	
正会員受取会費		
	468,000	
2 事業収益		
社会福祉事業経営改善セミナー	224,000	
介護福祉士実務者研修の実施に関する事業	4,849,000	
経営・労務コンサルティング事業	0	
福祉サービス事業経営に関する情報提供事業	0	
福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査・研究事業	0	
福祉サービス事業経営(運営)に関する相談・人材育成事業	0	
	5,073,000	
3 その他収益		
兵庫県実務者研修支援事業補助金	420,000	
利息収入	60	
	420,060	
3 その他収益		
経常収益		5,961,060
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
報酬		
法定福利費		
(2) その他経費		
諸謝金	6,120,400	
業務委託費		
印刷製本費	900,000	
会議費	188,000	
交通旅費	311,150	
通信運搬費	24,000	
消耗品費	231,000	
賃借料	461,500	
租税公課	82,000	
活動報償費		
諸会費		
支払手数料		
宣伝広告費	1,500,000	
研修費		
その他経費計	9,818,050	
事業費計		9,818,050
2 管理費		
(1) 人件費		
報酬	2,000,000	
(2) その他経費		
諸謝金		
業務委託費	420,000	
会議費	30,000	
交通旅費	120,000	
通信運搬費	10,000	
消耗品費	6,000	
賃借料		
活動報償費		
交際費		
消耗備品費		
支払手数料		
雑費		
その他経費計	586,000	
管理費計		2,586,000
経常費用計		12,404,050
当期正味財産増減額		-6,442,990
前期繰越正味財産額		7,698,386
次期繰越正味財産額		1,255,396

令和7年度事業計画

1 基本方針

当法人は、社会福祉法人等福祉サービス事業経営者の発展と介護、子育て支援などの地域福祉の推進に寄与することを目的に設置して11年余が経過した。

この間、この目的を達成するため、時々の課題を考える社会福祉経営セミナーの開催並びに社会福祉法人の自立を促す書籍の出版や介護福祉士実務者研修などの人材育成を推進してきた。

少子高齢社会が進展する中で高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる対策の充実が急務となっている。

とりわけ、社会福祉・介護福祉事業界は極端な人材不足に陥り瀕死の状態に陥っている。

このため、社会福祉事業者や介護福祉事業者との地域懇談会を開催するなど地域との連携を強化するとともに他の分野から新たに介護分野で、地域の介護力を高め、専門的な人材を育成する人材育成事業として介護福祉士実務者養成施設（昼間過程）を設置運営する。

併せて、経営意欲を喪失した法人や小規模法人等を経営規模の安定した法人等への流通を促す「社会福祉法人の合併等を推進する事業」をNPO法人福祉サービス経営調査会で実施すると共に超過疎地域で高齢者サービスを展開している社会福祉法人の将来を考える懇話会を継続実施する。

2 特定非営利活動に係る事業

定款の事業	事業内容	実施場所・実施内容等	収入見込
介護福祉士実務者研修の実施に関する事業	1 介護福祉士実務者養成施設(通信制)の設置運営 (教育目標) 特定技能等介護業務の傍ら介護福祉士取得を目指す人材の積極的支援、格安な授業料と優秀な	・定員 50名 ・研修期間 6ヶ月	収入 4,849,000円

	<p>指導陣の下での人材育成</p> <p>(面接授業)</p> <p>神戸、姫路、但馬の3会場で実施</p> <p>2 介護福祉士実務者養成施設</p> <p>(昼間過程) の設置運営</p> <p>(通学会場)</p> <p>神戸校 兵庫県立のじぎく会館</p> <p>但馬校 兵庫県立但馬長寿の郷</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・研修時間 405 時間 ・面接授業 53 時間 ・授業料 (特別価格) <p>全科目履修者 106.000 円</p> <p>ヘルパー2級等 82.000 円</p> <p>開催時期 9～10月</p> <p>実施場所</p> <p>県立のじぎく会館</p> <p>特別養護老人ホームサンライフ御立</p> <p>豊岡市立健康福祉せんた一定員 30名</p> <p>{ 神戸教室 15、但馬教室 15)</p> <p>研修期間 6ヶ月</p> <p>研修時間 405 時間</p> <p>授業料 120.000 円</p>	
福祉サービス事業経営改善セミナーの開催及び経営・労務コンサルティング事業	<p>(セミナーの開催)</p> <p>女性力で変えよう福祉現場</p> <p>趣旨</p> <p>社会福祉法人経営者は、女性が表舞台で活躍する環境を整えることでサービスの質は高まり福祉現場のリノベーションは前進するのではないか。</p> <p>基調講演</p>	<p>○ 開催日 令和7年10月30日(木)</p> <p>○開催場所 兵庫県立中央労働会館</p> <p>○参加費 2.000円/1人)</p>	<p>収入 80.000 円</p> <p>収入 0 円</p>

	<p>講師</p> <p>松本由美子元九州保健福祉大学准教授</p> <p>パネルディスカッション 「女性の力でこんな職場にしたい」</p> <p>コーディネーター 森脇恵美千種会法人本部長</p> <p>パネラー</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸婦人同情会河本幸子施設長 ・ひめじケアサービス看護師 <p>長澤きよ子</p> <p>○特定技能等介護や経営に関する各種相談や経営・労務上どのような相談であっても、相談内容に適切に対応できる体制のもとに無料又は格安の料金で実施する。</p> <p>○ 相談体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事長 笹山周作 ・副理事長 谷村 誠 ・顧問 塚口伍喜夫 ・理事 種田成則 		
--	---	--	--

		相談者	
福祉サービス事業経営に関する情報提供事業	<p>○ 出版書籍名 日本を棄老国家にするなⅡ(仮)</p> <p>2020年に提言した「日本を棄老国家にするな」から3年余、依然としてというよりむしろ日本の高齢者は厳しい状況におかれているのではないか。</p> <p>この危機状況を改めて問い合わせし、解決の方向性を提言する。</p> <p>編集内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者問題の現状と課題 ・介護問題の行方は ・介護施設のランク ・追い込まれる要介護高齢者 ・崩れ行く介護保険制度等 	<p>出版物の概要 A5判 横書き 150~190頁</p> <p>出版社 大学教育出版株式会社</p> <p>出版 2026年2月</p> <p>出版部数 200部</p>	収入 0

社会福祉法人の合併等を推進する事業	公明正大な流通を促すことで経営意欲を失った法人を救い、そこで働く職員の雇用安定を安定させ、サービス利用者の生活を安定させることを目的に、NPO法人福祉サービス経営調査会で社会福祉法人の合併等を推進する事業を実施する。	基本財産保全委員会の構成 ・福祉サービス経営調査会 ・公認会計士、弁護士 ・兵庫県社会福祉協議会 ・組合代表 ・サービス利用者代表	収入 4.000.000
福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査研究事業 (超過疎地域で高齢者サービスを展開している社会福祉法人の将来を考える懇話会の開催)	限界集落、消滅が予想される自治体等を抱える地域で高齢者施設など介護サービスを展開している社会福祉法人の将来を考える懇話会をの継続実施	○開催日 令和7年5月29日(木) ○開催場所 県立但馬長寿の郷	収入 0
福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査研究事業 (災害時における被災施設等への応急生活物資の提供斡旋等)	○災害時における被災施設等への応急生活物資の提供斡旋 「地震等の災害時における応急生活物資等の相互協力に関する協定書」に基づき会員が経営する施設等が必要とする応急生活物資等を速やかに提供するための必要な集配、搬送業務の調整と実施		収入 0

3. 事業の実施体制

(1) 会議に関する事項

- ① 通常総会 5~6月
- ② 理事会 年2回~4回

(2) 事務局体制

野嶋納美 山本正幸 郷田真佐美

特定非営利活動法人福祉サービス経営調査会

令和7年度活動計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

科 目	金 額	摘要
I 経常収益		
1 受取会費	468,000	
正会員受取会費		
	468,000	
2 事業収益		
社会福祉事業経営改善セミナー開催	80,000	
介護福祉士実務者研修の実施に関する事業(通信講)	4,849,000	
介護福祉士実務者研修の実施に関する事業(昼間講)	5,940,000	
経営・労務コンサルティング事業	0	
福祉サービス事業経営に関する情報提供事	0	
社会福祉法人の合併等を推進する事業	4,000,000	
福祉施設が地域福祉の拠点となるための調査・研究事業	0	
福祉サービス事業経営(運営)に関する相談・人材育成事業	0	
	14,869,000	
3 その他収益		
兵庫県実務者研修支援事業補助金	420,000	
利息収入	60	
	420,060	
経常収益		15,757,060
II 経常費用		
1 事業費		
(1) 人件費		
報酬		
法定福利費		
(2) その他経費		
諸謝金	6,120,400	
業務委託費		
印刷製本費	900,000	
会議費	188,000	
交通旅費	311,150	
通信運搬費	24,000	
消耗品費	231,000	
賃借料	461,500	
租税公課	82,000	
活動報償費		
諸会費		
支払手数料		
宣伝広告費	1,500,000	
研修費		
その他経費計	9,818,050	
事業費計		
2 管理費		
(1) 人件費		
報酬	2,000,000	
(2) その他経費		
諸謝金		
業務委託費	420,000	
会議費	30,000	
交通旅費	120,000	
通信運搬費	10,000	
消耗品費	6,000	
賃借料		
活動報償費		
交際費		
消耗備品費		
支払手数料		
雑費		
その他経費計	586,000	
管理費計	2,586,000	
経常費用計		12,404,050
当期正味財産増減額		3,353,010
前期繰越正味財産額		1,255,396
次期繰越正味財産額		4,608,406